

【新型コロナウイルス】豪州から本邦入国の際に新型コロナウイルス検査が義務化（12月26日（土）から）（COVID-19 関連）

2020年12月25日
在ブリスベン総領事館

- 12月25日（金）、日本政府は、英国で確認された新型コロナ変異種が豪州でも確認されたことを受け、豪州からの入国に際し、水際対策強化に係る新たな措置を導入しました。
- 具体的には、現在、豪州からの本邦入国に当たっては、空港での新型コロナウイルス検査が実施されていませんが、12月26日（土）以降本邦に到着する場合、到着時に空港での新型コロナウイルス検査が義務づけられることになります。

発表の詳細は下記をご参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所:Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（「たびレジ」良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/fq.html>